

社会地質学会役員選挙規定

(2008年11月30日、総会にて決定)

(2009年12月4日一部改正)

(2016年1月1日一部改正)

(2016年11月26日一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、社会地質学会会則第18条に定める、役員選挙について規定する。

(適用範囲)

第2条 本規定は、社会地質学会会長・副会長・評議員の選挙について適用する。

(役員の定数)

第3条 役員の定数は、社会地質学会会則第16条による。また、評議員の定数は4名以内とする。

(規定の変更)

第4条 この規定の変更は評議員会の議決による。

第2章 選挙管理

(選挙事務の管理)

第5条 選挙事務は、選挙管理委員会が管理、運営する。

第6条 選挙管理委員会は、会長・副会長・評議員の選出を行い、次点者を含めて会長に答申する。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙管理委員会は幹事会によって推薦され、会長から委嘱される正会員若干名をもって構成する。会長・副会長・評議員は選挙管理委員になることができない。

第8条 選挙管理委員会の委員長は委員の互選による。委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総括する。

第9条 選挙管理委員会の定足数は、委員の半数とする。ただし、委員は委任状によって出席に代えることが出来る。

第10条 委員会は必要に応じ、幹事会と合議の上、その事務補助者を委嘱することができる。選挙事務の運営に関し、必要な事項は選挙管理委員会がこれを決め、幹事会の了承を得る。

第3章 選挙の実施

(選挙権及び被選挙権)

第11条 本規定による役員選挙の選挙権及び被選挙権を有するものは、選挙実施年度の7月1日時点の本会正会員とする。

(立候補及び推薦)

第 12 条 立候補者または推薦人は選挙管理委員会の定める用紙のそれぞれの記入欄に自署・捺印し、推薦の場合は被推薦人の同意書とともにこれを選挙管理委員会へ期日までに郵送（当日消印有効）しなければならない。

(会長・副会長の選挙)

第 13 条 会長・副会長選出の投票は、おのおの単記無記名投票とする。

(評議員選挙)

第 14 条 評議員選出の投票は連記無記名投票とする。

第 15 条 評議員選挙では同一人に重複して投票することはできない。

(投票方法)

第 16 条 選挙は、すべて郵便による投票をもって行なう。投票の実施方法は、選挙管理委員会の指定に拠るものとする。

(開票)

第 17 条 投票の効力は選挙管理委員会の決定による。

(無効投票)

第 18 条 次の投票は無効とする。

1. 投票用紙に署名捺印したもの。
2. 投票の到着が、締切日を過ぎたもの。
3. 選挙管理委員会が有効性を保証した投票用紙、封筒に拠らないもの。
4. その他、選挙管理委員会の合議により決定されたもの。

(当選人)

第 19 条 各選挙において、有効投票数の多い順に定数までを当選人とし、次点者も選定する。候補者が定数かこれに満たない場合は信任投票とする。

(信任投票の当選基準)

第 20 条 信任投票の当選基準は、有効投票数の半数以上とする。このときの最低投票率は投票実施時の有権者数を勘案し、選挙管理委員会により決定するものとする。

(役員の補充)

第 21 条 役員が任期中に何らかの理由で欠員となった際には、次点者を補充し、次点者が存在しない場合には欠員とする。

付 則

第 1 条 本規定は、2009 年 1 月 1 日よりこれを実施する。

第 2 条 本規定の、2009 年 12 月 4 日の改正は同日よりこれを実施する。

第 3 条 本規定の、2016 年 1 月 1 日の改正は同日よりこれを実施する。

第 4 条 本規定の、2016 年 11 月 26 日の改正は同日よりこれを実施する。